

東京都地域公益活動推進協議会

TOKYO

NEWS No.5

平成29年12月25日発行
会員数 298 法人 1040 事業所

★★★★主な内容★★★★

- ホームページで情報発信…………… 1
- 地域ネットワーク助成金の助成地域が決定…………… 2
- 実践報告会大好評でした…………… 2
- 生活困窮者自立相談支援機関とはたらくサポートとうきょう等参加事業所懇談会を開催 3
- 会費の納入をお願いします（会費 FAQ）…………… 3

【広報・情報発信委員会】

➤ 東京都地域公益活動推進協議会 ホームページで情報発信！

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/koueki/>

【トップページ画面】※東社協ホームページから入れます



「参加法人」（50音順に掲載）の基本情報や地域公益活動の取組み事例も掲載されています。

【加入法人の方へ】

※基本情報をまだお寄せいただけない法人様は基本情報のデータをお寄せください。また、地域公益活動を取り組んでいる法人様はあわせて取組み事例の原稿をお寄せください。

▶ 推進協のホームページをご活用ください。

現在、各地域では、区市町村のネットワーク組織による取り組みが始まっています。ホームページの中の「地域の連携による取り組み」では、各地域のネットワークや連携による取り組み内容をご紹介します。相談事業、学習支援や子ども食堂、フードドライブ、災害支援などです。地域の取り組みはまだ緒についたばかりですが、事業内容を検討している地域も数多くあり、今後の展開が期待されるところです。

※各地域の取り組みの情報をお寄せください。

▶ 人材確保にもお役立てください！

昨今、福祉分野の人材確保は大変厳しい状況です。

7、8月の広報・情報発信のための研修会で講義いただいた村井祐一氏（田園調布学園大学）によると、学生が職場を選ぶ際には、ケアだけでなく、社会福祉法人が地域においてどのような活動をしているか、といったことも重視しているとのこと。

今後、ホームページを所管する情報発信委員会では、ホームページの充実を図るとともに、ホームページのバナーを作成して、会員法人に配布予定です。

ぜひ、推進協のバナーを各社会福祉法人のホームページに貼り、東京都地域公益活動推進協議会への参加法人であることを地域社会や学生にアピールしてください。

また、求人票などの備考欄などに『「東社協の東京都地域公益活動推進協議会」参加法人です』といった表記もあわせて記載することもお勧めです。



地域名をクリック！

【地域ネットワーク推進委員会】

▶ 区市町村ネットワーク化助成金～事務費・事業費の助成地域が決定しました。

このたび、事務費（5万円）と事業費（30万円）の応募を行い、事務費の第1期募集と合わせ、下記のとおり助成地区が決定しました。

事業費については、今年度から助成しています。地域のオール法人で取り組む相談事業や災害への取り組み、子どもを対象とした福祉体験合宿など具体的な取り組みに向けての申請があり、今後の事業展開が期待されます。

【事務費】

千代田区、中央区、港区、文京区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、足立区、立川市、調布市、小金井市、日野市、東村山市、狛江市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町 以上24地区

【事業費】

中央区、文京区、豊島区、板橋区、足立区、立川市、東村山市、清瀬市、多摩市、西東京市 以上10地区

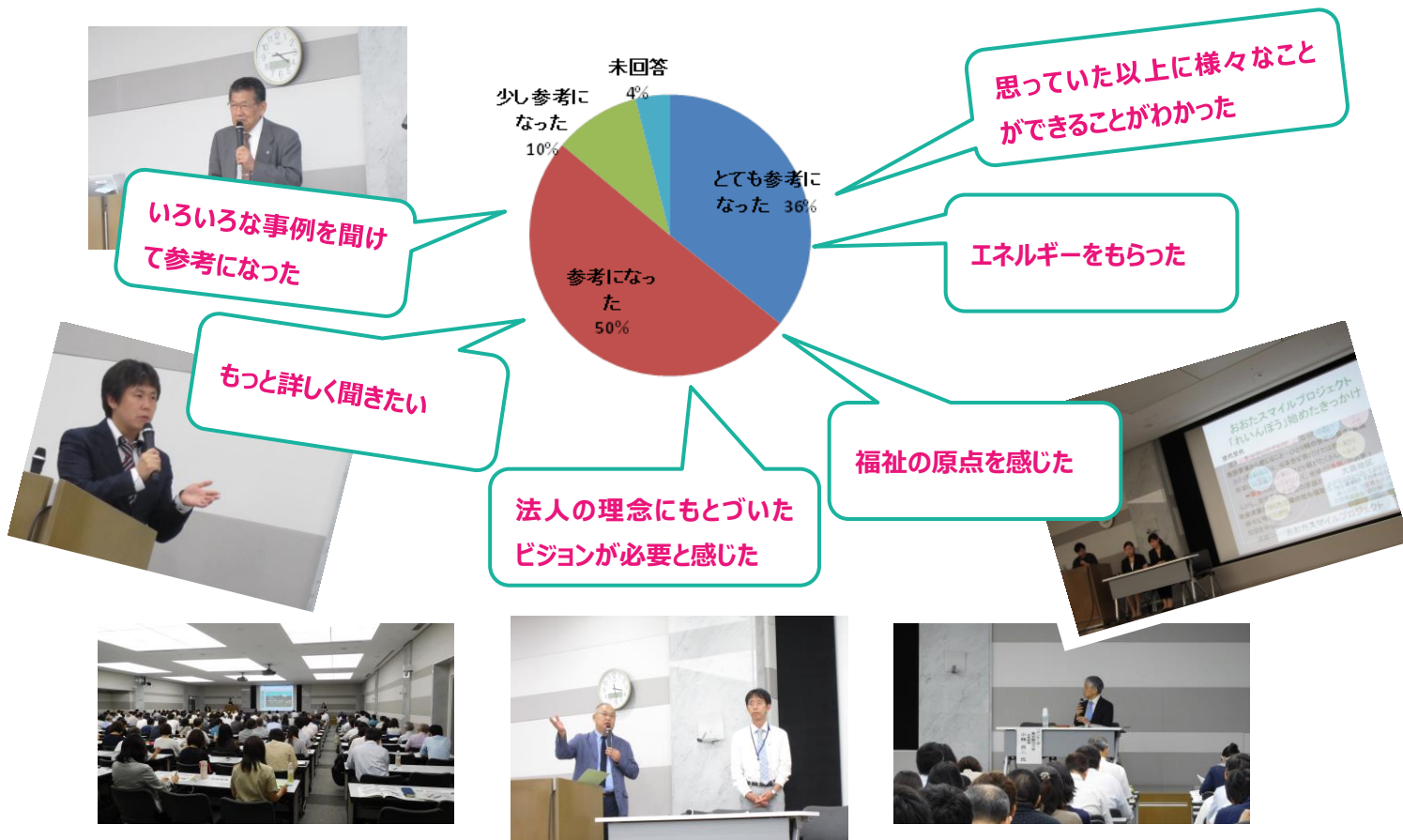
➤ 実践報告会 大好評でした

推進協設立から1年経過した9月12日にあいおいニッセイ同和損保新宿ビルにおいて、「実践報告会」を開催しました。250名以上の方が参加し、大変好評でした。

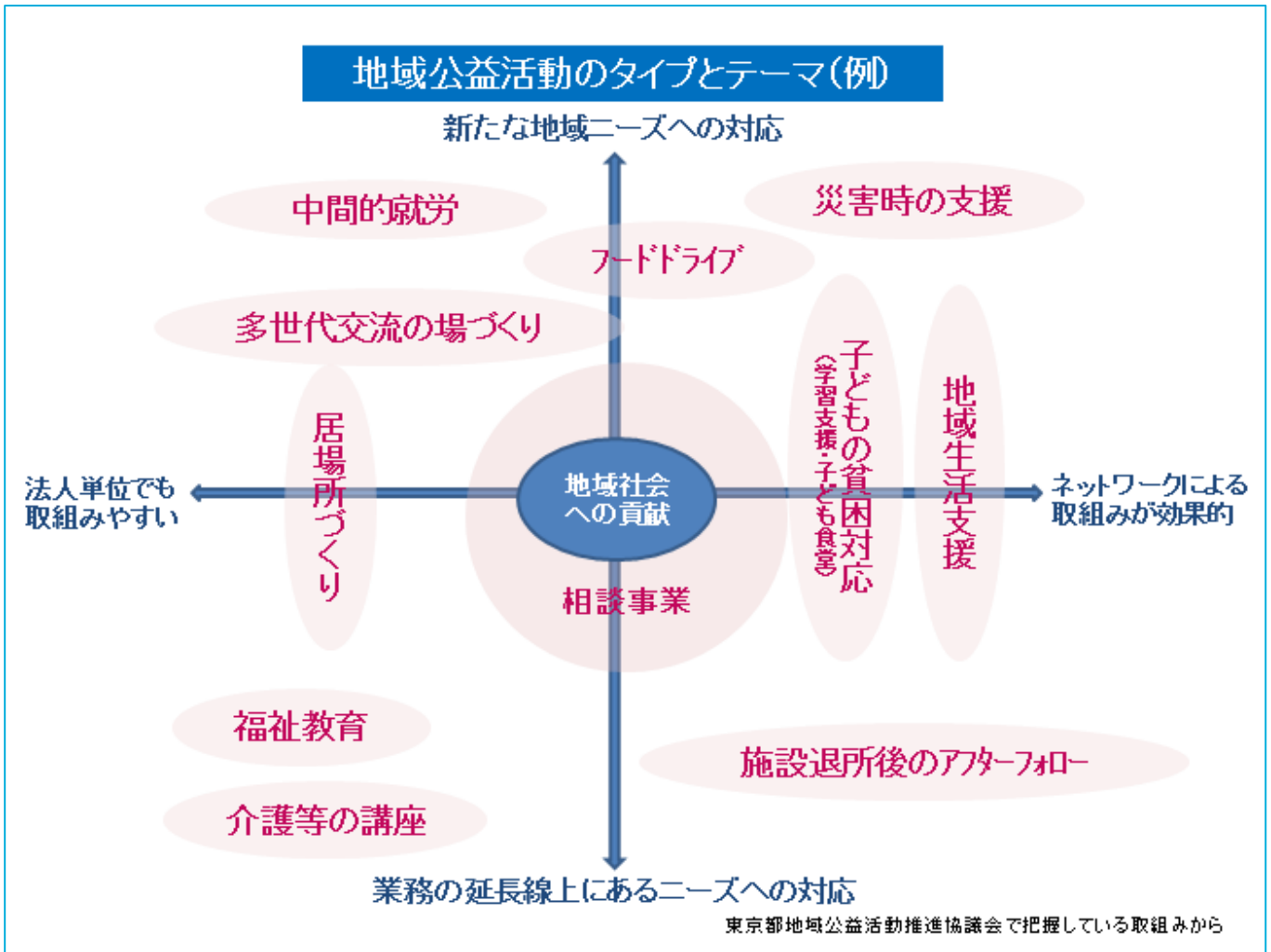
当日は、小林良二氏（東京都立大学名誉教授）をコメンテーターに迎え、10法人12事業所から様々なテーマで発表がありました。※福祉新聞やシルバー新報等でも取り上げられました。

「社会福祉法人における地域公益活動」実践報告会 実践報告法人一覧

報告順	法人名	事業所名	タイトル
1	誠美福祉会	誠美保育園	居場所の数だけ
2	一誠会	ディサービスセンター初音の	地域包括ケアシステムの実現を目指した地域公益活動
3	武蔵野会	リアン文京	社会福祉法人武蔵野会の地域貢献 チームリアンの地域貢献
4	武蔵野会	小平福祉園	地域とのつながり
5	大洋社	大田区立ひまわり苑	TOKYO大田スマイルプロジェクト ～ある母子生活支援施設の地域連携の試み～
6	慈生会	ベトレヘムの園病院	中間的就労への取組 ～社会貢献と私たちの意識改革～
7	村山苑	-	「就労訓練」及び「はたらくサポート」の実践状況
8	村山苑	むらやまえん生活相談所	むらやまえん生活相談所 開設から今日まで
9	豊島区民社会福祉協議会	-	豊島区社会福祉法人 地域公益活動「福祉なんでも相談窓口」
10	青芳会	-	障がい者への就労支援
11	聖ヨハネ会	-	様々な福祉ニーズを抱える方への「フィッティングサポート」 ～人としての尊厳を守る～
12	至誠学舎立川	至誠学園	三多摩地域の児童養護施設職員が連携して青少年のメンタリングを絶してすすめている事例



これまでの取組みから見た地域公益活動のタイプは・・・



【広域連携事業推進委員会】

▶ 生活困窮者自立相談支援機関と「はたらくサポートとうきょう」登録事業所等との懇談会を開催しました

8月22日（市部）と12月6日（区部）、東京都との共催により、標記懇談会を開催しました。



お互いの状況を情報交換しました（市部より）

当日は、東京都内の生活困窮者自立相談支援機関、「はたらくサポートとうきょう」等に参加している事業所等の担当者が集まり、それぞれの立場から、実践報告とグループによる意見交換を行いました。

エリアの近い自立相談支援機関の担当者と事業所の受入れ担当者のグループによる意見交換では、生活困窮者自立相談支援機関の就労担当者からは、「お金に困っている人も多いので、交通費、食費、日当（給料）などを出してもらえると選択肢の幅も広がる」「広域だと通うのが難しい対象者が多いので近くに事業所があると助かる」といった意見がでました。

また、受入れ事業所の担当者からは、「相談支援機関からの相談をうける機会がない」「事業所内での支援の共有が難しく、主たる支援者に負担がかかることがある」といった意見がでました。

相談支援機関と事業所の担当者が顔の見える関係をつくる場となり、「はたらきたいけどはたらきにくい人」を就労訓練にスムーズにつなげる環境づくりの機会となりました。

▶ 会費の納入をお願いします。

11月に会費請求の文書を各社会福祉法人宛にお送りしております。この間、質問が寄せられましたので、「よくある質問」として下記に掲載します。

会費に関するFAQ

Q1 会費額については、いつ、どのように決められたのですか？

A **【設立の経緯】** 東社協では、平成27年度より「社会貢献事業検討委員会」を設け、平成28年3月に報告をまとめました。その報告において、広く都内で事業展開をする社会福祉法人の参画を呼びかけ、三層の仕組みにより、地域のニーズに応えるとともに、社会福祉法人の実践を社会に発信する（見える化）ことを目的に、東京都地域公益活動推進協議会を設置すること、財源に関する基本方針として、①基礎負担金（施設・事業所単位で幅広く負担する）と②貢献負担金（法人規模に応じて一定の額を負担する）の二層構造とすること、また平成28年度は、推進協議会の立ち上げ経費と活動費用として「基礎負担金」のみ募り、29年度以降の財源については28年度中に検討することが提案されました。

【会費の検討】 これを受けて、28年4月に**設立準備委員会**が設置され、3回にわたる検討により、28年度には①**基礎会費**：1施設・事業所6000円とすること、②**活動会費**は「各法人の前年度の事業活動計算書のサービス活動収益」を基準とし、小規模法人に負担にならないように事業規模に応じた金額とする」という考え方の整理を行いました。また、「活動会費」は28年度中の地域及び広域の活動の広がり状況をふまえて、平成29年度以降の総事業費を見積もり、推進協議会設立後に**運営委員会**で決定することが確認されました。

28年9月に推進協議会が設立され、運営委員会、幹事会において協議を重ね、まずは活動をスタートさせ、取組みを踏まえて3年後に見直すことを前提に、活動会費を決定しました（推進協議会ニュースNO2）。

このような検討経過については、上記検討会報告の配布、推進協議会ニュースのFAX送信でお伝えするとともに、各種別部会関係会議等でつとめて説明を行い、東社協HPでも発信を行ってきています。

Q2 会費は、何に使われているのですか？

A 会費は、3層の取組みを進めるための経費として活用しています。具体的には、「1層の各社会福祉法人の取組み」の見える化を進めるために、広報・情報発信研修会や地域公益活動の実践発表会などを実施しています。また、ホームページを作成して、参加法人の名前や地域公益活動を掲載して、広く社会に発信しています。

「2層の区市町村域での取組み」では、各地域において社会福祉法人のネットワーク組織を立ち上げ、一つの社会福祉法人では難しい、地域の課題への取組みや事業を連携して行うための事務費や事業費の助成等を行っています。

また、第3層の東京都域では、現在、「はたらくサポートとうきょう（中間的就労推進事業）」を実施しており、説明会や担当者研修会、「はたらく場の情報」を生活困窮者自立相談支援機関に提供するなどしています。会費は基本的に当該年度の事業に必要な額を前提に予算化しています。（ニュースNO3に事業計画を掲載）

Q3 会費額に応じたメリットやサービスが受けられるようになっていませんか？

A 会費額は、Q1 のとおり、施設・事業所単位の基礎会費と、社会福祉法人の規模に応じた活動会費の設定となっています。

現在、様々な経営主体が福祉分野に参入する中、社会福祉法人の置かれた立場は大変厳しいものがあり、いつ課税問題等が再燃するかわからない状況です。そのような中、東京都内すべての社会福祉法人がスクラムを組み、力を合わせて地域の課題に対応することにより、地域社会に社会福祉法人の存在とその意義を認知してもらう活動や地域のニーズに応える事業を進めるために推進協は設立されました。

立上げから1年が経過したところであり、今後、社会福祉法人すべてに、推進協の趣旨や活動が浸透するには、まだ時間がかかると思いますが、将来にわたって、社会福祉法人が安定的に質の高い福祉サービスや事業を提供し続け、地域住民の安心安全な生活を守ることににより、今以上に社会的な存在意義を高められるよう、会費は、その目標に向かって、自分たち社会福祉法人の存在を広く社会に認知してもらうためのコストとして考えていただければと思います。推進協では、ホームページに参加法人やその地域公益活動を掲載しています。また、参加している法人が、地域公益活動に取り組むことにより、‘人材確保’などにも資する取組みとなるよう活動していきます。

Q4 会費の支払いをもって地域公益活動をしているとみなしてもらえませんか？

A 現況報告書に、「東京都地域公益活動推進協議会」に参加して、活動している旨を記載することは差支えないと考えます。しかし、具体的な活動はしないで、会費を支払っていることだけをもって地域公益活動をしているとは考えにくいと思われます。推進協や地域のネットワーク組織に積極的に参加して、自らの社会福祉法人だけではなかなか実施しにくい活動に参加することが期待されます。（平成28年6月の通知参照）

Q5 会費額はずっとこのままですか？

A 会費については、推進協立上げ3年目に見直しの検討を行うことになっています。また、様々な声が寄せられる中、今年度の収支状況を見て、30年度の会費額についても、幹事会や運営委員会において検討していく可能性はあります。

※活動のアイデアやご要望などありましたらお気軽に事務局までご連絡ください。

東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動を一層推進し、社会福祉法人の存在意義を発信していくため、より多くの法人の参加をお願いします。詳細はホームページをご参照ください。

★「東京都地域公益活動推進協議会」へのご参加について（ご案内）

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/koueki/>

〔事務局〕 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL03(3268)7192 Fax03(3268)0635
Email:koueki@tcsw.tvac.or.jp <http://tcsw.cmskit.jp/koueki/>
*上記のホームページで都内の社会福祉法人の地域公益活動に関する情報を発信しています

